**平成２６年（フ）第１０１号**
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地23―103
債務者　矢代　　敬
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１５７号**
京都市上京区大宮通西裏芦山寺上る竪社南半町229番地　レクイエ智恵光院305号
債務者　松本　健吾
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１６２号**
京都市東山区三条通白川橋東入５丁目東町227番地１　イーストハイツ308号
債務者　ふじはらこと　藤原よしえ
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第６９８号**
兵庫県尼崎市武庫の里２丁目27番32号　サンハイツ105
債務者　柿塚　育司
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第３０号**
兵庫県尼崎市南清水40番23―２号
債務者　木下　幸治
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第３４号**
兵庫県尼崎市立花町１―28―10―303、住民票上の住所大阪市城東区天王田４番29―601号
債務者　坂野　十弓（旧姓玉野）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第４４号**
兵庫県尼崎市武庫町１丁目33番３号キューブ武庫川Ⅵ　102、前住所兵庫県宝塚市安倉中４丁目11番５号
債務者　國分　富一
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第５８号**
兵庫県尼崎市食満３丁目４番１―909号
債務者　嶋内　信治
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第６２号**
兵庫県尼崎市水堂町１丁目25番21号　101号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目29番16号22号
債務者　林　　泰守
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第６７号**
兵庫県尼崎市口田中１丁目23番１―304号
債務者　池原　鈴代（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成26年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第６８号**
兵庫県芦屋市宮塚町15番５―203号
債務者　佐々岡由佳梨（旧姓今川）
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第８１号**
兵庫県尼崎市南七松町１丁目３番17号　藤江文化203号
債務者　小川　健次
1　決定年月日時　平成26年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第１６号**
奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目22番28号
債務者　北尾　良子
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第３４号**
奈良市三条町606番地の76　藤和ハイタウン６―204号
債務者　小西　弘恵（旧姓イニエテ）
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第３７号**
奈良市富雄川西１丁目19番２―203号
債務者　株式会社リグア風の湯新石切店内癒楽ナチュールこと　山本奈津美
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第４５号**
奈良県生駒市辻町341番地１　リーベスト207
債務者　近藤　貴洋
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第４７号**
奈良市南京終町４丁目360番地
債務者　脇坂裁断こと　脇坂　安彦
1　決定年月日時　平成26年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月30日まで　奈良地方裁判所